

住所の表示変更により必要となる手続き等のお知らせ (国・県・公的機関における手続き編)

平成17年2月11日(金)から、住所の表示が変更となりますが、住民の皆様方の生活に関係する国・県及び公的機関の業務のうち、住所の変更等手続きが必要なものもありますのでご案内いたします。

【官公署関係】

件名	該当者	関係機関	手続き等
不動産所有者(土地登記簿・建物登記簿)の住所	土地・建物の登記簿に、一の宮町・阿蘇町・波野村(以下「旧町村」という。)の住所で登記されている方	熊本地方法務局阿蘇支局 〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-5 ☎(0967)22-0137	合併により所有者の住所が変更になりますが、旧町村名を「阿蘇市」と読み替えるみなし規定があります。旧住所のままでも問題はありますが、変更しないと不都合が生じる場合は、住所変更登記(登記名義人表示変更登記、登録免許税については非課税)を申請する必要があります。
抵当権等(土地登記簿・建物登記簿)の住所	土地建物の登記簿に抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として旧町村の住所で登記されている方		また、抵当権、根抵当権、地上権、賃借権、仮登記等の権利者として旧町村名で登記されている場合も同じ扱いです。
商号登記・法人登記の本店及び主たる事務所(以下「本店等」という。)の修正と代表者の住所	旧町村内に所在する会社等及びその代表者	本店等、支店及び主たる事務所(以下「支店等」という。)の所在地を管轄する法務局の支局	1、商業及び法人に係る本店等の所在地の変更は合併により変更があったものとみなす規定があります。ただし、登記簿の記載が旧本店又は旧主たる事務所のままでは不都合がある場合は、本店又は主たる事務所の変更登記(登録免許税は非課税)を申請する必要があります。支店の場合は、本店等を管轄する法務局で支店等の住所変更登記を完了後、支店等を管轄する法務局に変更登記することになります。 2、代表者の住所は、合併により変更の登記があったものとみなす規定があります。ただし、登記簿の記載が旧住所のままでは不都合がある場合は、代表者の住所変更登記(登録免許税については非課税)を申請する必要があります。(支店の場合は1に同じ)
自動車運転免許証	自動車運転免許証の交付を受けている方	熊本県阿蘇警察署 〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地4523-2 ☎(0967)22-5110(代)	変更の手続きは必要ありません。必要とされる方は随時受け付けます。
自動車保管場所証明書・自動車保管場所標章番号通知など	自動車保管場所証明書等の交付を受けている方		既交付の証明書、通知書等の住所表記については合併時に変更手続きは必要ありません。自動車保管場所証明手続きについては、当分の間は現状のまま、合併後は旧一の宮町及び旧阿蘇町のみ適用地域で旧波野村は適用外となります。(当分の間とは、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令が改正されるまでのこと、それまでは現行の施行令に定められた平成12年6月1日における適用地域のみに限られます。)
銃刀法所持許可証、金属くず商許可証、警備業務認定証など	各許可証等の交付を受けている方		合併時に変更の手続きは必要ありません。許可証等の満期更新時に住所変更をお願いします。
古物営業許可証、風俗営業許可証、金属くず行商、警備員指導教育責任者証など			